

サント・ステファノ騎士団の創立

松 本 典 昭

はじめに

サント・ステファノ騎士団の正式名称は「教皇殉教者サント・ステファノの騎士の神聖軍事修道会」(Sacro Militare Ordine dei Cavalieri di S. Stefano Pontefice e Martire)という。戦争に関係する「騎士の」「軍事の」という単語と平和を希求するはずの「神聖な」「修道会」という単語、この一見矛盾する単語が共存しているところにこの組織のもつ二面性が表われている。しかし敵がいわゆる「異教徒」である場合には、「神聖な」「戦争」が中世以来くり返されてきたことは、歴史が実証するところである。

事実、修道士と騎士の二つの性格をあわせもつ「宗教騎士団」の誕生は、キリスト教ヨーロッパがイスラムと戦った十字軍時代に遡る。三大騎士団のうちヨハネ騎士団(1113年)とテンプル騎士団(1119年)は第一回十字軍を機に、ドイツ騎士団(1190年)は第三回十字軍を機に結成されたものである。またイベリア半島においても、イスラムからの国土回復運動に活躍したスペインのカトラバ騎士団(1158年)、アルカンタラ騎士団(1160年)、サンティアゴ騎士団(1175年頃)、ポルトガルのアヴィツ騎士団(1162年)、キリスト騎士団(1318年)などが知られている。つまり中世の12～15世紀が騎士団の全盛期だったのである¹⁾。

ところが新航路が発見されて地中海時代がようやく斜陽をむかえようとする16世紀の半ばになって、遅れて登場してきた騎士団があった。1562年、イタリア中部のトスカーナに誕生したサント・ステファノ騎士団である。この騎士団

は、統一イタリア王国が誕生する直前の1859年に廃止されるまで、じつに三百年近い生命を脈々と保ち続けることになる。イタリア史では、この三百年間はルネサンスとリソルジメントという二つの栄光の頂に挟まれた暗い谷間の時期にあたる。ある研究者は「忘れ去られた諸世紀²⁾」ともいう。サント・ステファノ騎士団は、バルバリア海賊の跳梁から地中海を防衛するというやや時代遅れの中世的使命をおびていたっぼうで、統一に先駆けてイタリアのナショナリズムを涵養するという先駆的性格をもあわせもつことになる。中世的であると同時に近代的、宗教的であると同時に世俗的、この不思議な両義性に満ちた組織を研究・紹介することは、たんにトスカーナ近世史、イタリア近世史の研究にとつてのみならず、イスラム圏をも包含する広い意味での地中海史研究にとつても、ブローデル³⁾以後の空白を埋めるという意味で重要な意義をもつものと考えられる。

I サント・ステファノ騎士団の創立

「鉄の意志」をもつと評されたメディチ家出身の第二代フィレンツェ公コジモ一世が、1561年に騎士的・戦士的な修道会の創立を思い立ったとき、キリスト教の防衛と拡大という宗教的理由から動機づけられていたのはもちろんであるが、むしろすぐれて政治的な理由が大きな比重を占めていたことが想像される。創立の政治的動機は二点。すなわち対内的には、国内の貴族階級と富裕階級を自身に結びつけてトスカーナ国家の統一を強固にすること。というのはフ

イレンツェとトスカーナには政府の転覆を機会あるごとに企てる強力な敵が潜在していたので、そうした陰謀の危険を回避する必要があったのである。そして対外的には、キリスト教の守護者という新しい国家の役割をおびることによって、トスカーナがヨーロッパ諸国のあいだに確固たる地位を築くこと。というのは16世紀半ばのヨーロッパはカトリック陣営とプロテスタント陣営に二分していたが、いっぽうでカトリックの旗色を鮮明にすることで当時の最強国家スペインと神聖ローマ帝国と友好関係を保ちつつ、他方では仮想敵国をイスラムに設定することによってプロテスタント諸国の好意をもとりつけることができるからである。生まれたばかりの小国家トスカーナは、コジモー一世の強力な舵取りのもとで、生き残りをかけて国内と国外の荒波を乗り切らねばならなかったのである⁴⁾。

しかし騎士団はフランチェスコ会やドミニコ会などと同様、ひとつの修道会である。何よりもカトリックの勢力伸張という大義をかかげてローマ教皇の認可を受けねばならない。1561年9月にコジモー一世がローマ駐劄フィレンツェ大使アヴェラルド・セリストリに指令を与えて、騎士団創設の計画を教皇に伝えさせたとき、その主旨はきわめて宗教色の濃いものだったに違いない。当時の教皇は反宗教改革期の教皇ピウス四世（在位、1559-65年）である。教皇は計画に賛同し、「聖アウグスティヌス会則」か「聖ベネディクトゥス会則」か「シトー派修道会則」のもとに置くべしという条件をつけて、10月1日の小勅書「ディレクテ・フィリ(Dilecte, fili)」によって騎士団創設に内諾を与えた⁵⁾。

さっそくコジモー一世は必要な会則の起草作業にとりかかり、その任務をフランチェスコ・ヴァインタ、レリオ・トレッリ、ベネデット・ヴァルキに与えた⁶⁾。ヴァインタは既存のさまざまな騎士団の会則を比較検討しながらメモをとり、トレッリは法律家らしく法的な側面に注意を払い、最後に文学者のヴァルキが、議論を重ねた

のちに、各章を書き上げていく仕事を担当した。宗教的な部分については「聖ベネディクトゥス会則」、軍事的な部分についてはヨハネ騎士団（つまり16世紀のマルタ騎士団）の会則が手本となった。

騎士団の守護聖人には聖ステファノが選ばれた。この人物は新約聖書に登場する最初の殉教聖人のステファノではなく、教皇殉教者ステファノ一世（在位、254-257年）である。この比較的無名な聖人が選ばれた理由は、じつは聖人の祝日である8月2日という日にちにあった。この日は16世紀のメディチ家にとって偶然にも三つの戦勝が重なった記念すべき吉日だったのである。すなわち1530年8月2日は、フィレンツェ共和国の終焉とメディチ家の支配開始を画したガヴィナーナの戦いに勝利した日。1537年8月2日は、君主になったばかりのコジモー一世の軍隊がフィリッポ・ストロツィ率いる亡命軍を一網打尽にしたモンテルロの戦いに勝利した日⁷⁾。そして最後に1554年8月2日は、シエナ戦争中のスカンナガッロの戦いで決定的な勝利をおさめた日である。

サント・ステファノ騎士団の徽章は、マルタ騎士団と同じ形の十字章であるが、マルタ騎士団の場合には赤地に白色の十字であるのに対して、サント・ステファノ騎士団の場合には白地に赤色の十字と決まった。

さて短期間のうちに会則の草案ができあがって、それを教皇に提出すると、教皇はそれを綿密に精査させた。教会法の諸原則に反する記述がないことがわかると、同教皇は1562年2月1日付けの大勅書「ヒス・クアエ (His, quae)」によってそれを承認し、騎士団にさまざまな特権を付与した。これが会則の認可と呼ばれる出来事である⁸⁾。

1562年3月15日、修道会の正式な認定の式典である聖別式 (consacrazione) が、ピサ大聖堂で盛大に挙行された。この荘厳な式典のなかで、コジモー一世は十字架と騎士団長の白衣をトレヴィーゾ司教で教皇大使のジョルジョ・コルナーロから手渡された。このときに「会則」も

拝受するという形式をふんでいる。コジモー世が跪いて団長の白衣を拝受する様子は、ロドヴィコ・カルディ通称チゴリ作「コジモー世の騎士団長への着衣式」(1605年)と題して、ピサの騎士団修道院教会の天井に描かれている。得意の絶頂のコジモー世は、その場で最初の騎士たちを任命した⁹⁾。

サント・ステファノ騎士団の本部は現在よりずっと海に近かったピサに置かれた。ヴァザーリが建設した本部の建物は「パラッツォ・デッラ・カロヴァーナ」もしくは「パラッツォ・デイ・カヴァリエーリ・カロヴァニステイ」と呼ばれたが、現在はスクオーラ・ノルマーレ・スペリオーレという大学の建物になっている。本部の隣には、古い教会のサン・セバステアーノ教会を取り壊した跡地に、やはりヴァザーリの設計による騎士団の修道院教会が建立された¹⁰⁾。

II サント・ステファノ騎士団の会則

騎士団創立と同時に、コジモー世の強い希望により「会則」がすぐに印刷に付された。初版本の出版元は公爵の印刷所であるフィレンツェのロレンツォ・トッレンティーノ社。1562年のことである¹¹⁾。この33センチの小フォリオ判の稀観本にはみごとな木版画の表紙がついており、六つ玉のメディチ家の紋章、水の流れる壺をもつアルノ川の寓意的擬人像、コジモー世の星座である山羊座の山羊、コジモー世のインプレーザである帆立て亀(これは「フェスティーナ・レンテ」つまり「悠々と急げ」の意)などが確認される。16世紀マニエリスム時代に特有の装飾過剰ぎみの装丁である。

さてこの初版本の章題は以下のようになっている。

- 第一章 騎士の規則 (全4条)
- 第二章 騎士の受け入れ方法 (全11条)
- 第三章 教会 (全20条)
- 第四章 看護 (全14条)

- 第五章 共有財産 (全33条)
- 第六章 総会 (全6条)
- 第七章 会議と裁判 (全22条)
- 第八章 団長 (全5条)
- 第九章 騎士の任務と威厳 (全8条)
- 第十章 修道院長 (全4条)
- 第十一章 騎士の職務と訓練 (全4条)
- 第十二章 選出 (全3条)
- 第十三章 騎士禄と管理 (全9条)
- 第十四章 視察 (全1条)
- 第十五章 契約と譲渡 (全3条)
- 第十六章 所有権移転 (全4条)
- 第十七章 禁止と処罰 (全37条)

騎士団組織のおおよその輪郭をつかむために、ここで各章の主な内容を概括してみる。第一章は、騎士の守るべき三つの義務を明示する。すなわち「慈愛 (carità)」、 「貞潔 (castità)」、 「従順 (obbedienza)」である。

第二章は、騎士の三つのカテゴリーを区分する。すなわち「戦士 (militi)」、 「聖職者 (sacerdoti)」、 「従士 (serventi)」である。つづいて各々の衣服、入団に必要な資格、犯罪を犯した騎士の衣服喪失などについて規定する。

第三章は、祈祷、断食日、告白、宗教行列、平和と死者のための祈り、ミサ、説教、読誦、修道院内での身振りなど、騎士の宗教的義務について規定する。

第四章は、騎士団の医療組織のさまざまな側面、たとえばあるパラッツォが病院に指定されること、三年ごとに一名の騎士が「院長 (buono uomo)」に選出されること、傷病人の治療には「学問と実践」の医者つまり内科医と外科医が担当すべきこと、などについて規定する。

第五章は、組織の動産と不動産を管理する財政機構に関するさまざまな側面についての規則を含む。なかには騎士禄 (commenda) に関する禁止事項、騎士が入団時に支払うべき総額、満期になった貸し金と利子の回収方法、管理に適した人材と職務なども示される。

第六章は、毎年開かれる総会に関して、その関連儀式、開催期間、参加者などについて列挙する。

第七章は、裁判運営のために選ばれた宗教会議、訴訟手続き、法廷への召喚の手続き、判決の出し方、裁判期間中に遵守すべき休暇などについて規定する。

第八章は、団長のすべての特権と権限について示す。

第九章は、総司令官、提督、財務長官、書記官長など、もっとも重要な役職の任務と特権について規定する。

第十章は、修道院教会の修道院長の権限と裁判権について規定する。

第十一章は、騎士のあいだにさまざまな職務を配分する仕方、修道院内での振る舞い方、毎日の勉強と教練について規定する。

第十二章は、プリーオリと使節の選出方法について示す。

第十三章は、名誉と俸給を配分するために創設された騎士禄の制度に関わるさまざまな事柄について規定する。

第十四章は、騎士団のすべての騎士禄、聖務、聖職禄について、その管理状況を調べるために定期的に実施されなければならない視察について規定する。

第十五章は、騎士団の財産もしくは所有物を譲渡すること、また偽装の契約を結ぶことを厳禁する。

第十六章は、騎士禄の移動の際に支払うべき料金や死去した騎士の武具の売却などについての規則を含む。

第十七章は、騎士が守るべきすべての世俗的、軍事的、宗教的禁止事項を規定し、その違反者に対する処罰を付す。重罪の場合は衣服剥奪（追放）や終身禁固もありえた。またキリスト教徒が他のキリスト教徒に対しておこなう戦争に騎士が参戦もしくは介入することを厳禁している¹²⁾。

以上のような内容を含む1562年の初版会則が世に出てから1746年の最終版会則にいたる約二

世紀間に、会則は新たな時代の要請に応えるために次々に補足修正が加えられていった。まず1590年の総会でフェルディナンド一世が承認させた追加条項を含む1595年版の第二版がフィレンツェのフィリッポ・ジュンティ社から出版された。その後、1665年にフェルディナンド二世によりフィレンツェのフランチェスコ・オノフリ社から第三版が出版されたが、これには1617年にコジモ二世の命令で編集された決定事項を含む「第一追加条項」と1617年から1665年までに出された決定事項を含む「第二追加条項」が付された。

最後にメディチ家が断絶（1737年）した後に、トスカーナ大公の地位を継いだロートリンゲン家支配時代の1746年に、フェルディナンド三世のもとで、大公自身の要望による補足訂正である「第三追加条項」が付された第四版すなわち最終版が、フィレンツェではなく、初めてピサのビンディ社から出版された¹³⁾。

この1746年の最終版は、まず騎士団に関する1561年と1562年の教皇ピウス四世の各種勅書および諸特権の再録から始まり、次に1565年にコジモ一世が与えた諸特権、ローマ聖庁控訴院の諸決定、その他の規定と特典が続き、それから教皇シクストゥス五世とパウルス五世の各種勅書がくる。以上が1ページから80ページまでであり、そして81ページから本来の会則が始まる。

最終版では「追加条項」はそれぞれの内容に従って各章の適当な場所に配置されている。以下に初版本の章題と比較するために各章の題名をあげ、かつ「追加条項」の補足状況をまとめておきたい。「追加条項」が多い章ほど、時代の推移とともに問題が多発した章であることを暗示しているといえないだろうか。

第一章 サント・ステファノ騎士の規則（全4条）

第二章 騎士の受け入れ方法（全11条）

第二条に第一、第二、第三追加条項の追加。

第三条に第一、第二、第三追加条項の追加。

第六条に第二追加条項の追加。
 第三章 教会 (全19条)
 第三条に第三追加条項の追加。
 第五条に第三追加条項の追加。
 第六条に第二, 第三追加条項の追加。
 第九条に第二追加条項の追加。
 第十一条に第三追加条項の追加。
 第十五条に第三追加条項の追加。
 第四章 看護 (全12条)
 第四条に第三追加条項の追加。
 第十条に第二, 第三追加条項の追加。
 第五章 共有財産 (全21条)
 第二条に第二, 第三追加条項の追加。
 第三条に第三追加条項の追加。
 第五条に第一, 第二, 第三追加条項の追加。
 第八条に第二, 第三追加条項の追加。
 第十条に第二追加条項の追加。
 第十二条に第三追加条項の追加。
 第二十一条に第二追加条項の追加。
 第六章 総会 (全10条)
 第一条に第三追加条項の追加。
 第二条に第一追加条項の追加。
 第五条に第三追加条項の追加。
 第六条に第二追加条項の追加。
 第十条に第二追加条項の追加。
 第七章 支部会 (全1条)
 第八章 会議と裁判 (全27条)
 第一条に第二追加条項の追加。
 第四条に第三追加条項の追加。
 第六条に第一追加条項の追加。
 第十二条に第三追加条項の追加。
 第二十二條に第一追加条項の追加。
 第二十七條に第三追加条項の追加。
 第九章 団長 (全4条)
 第二条に第三追加条項の追加。
 第十章 騎士の任務と威厳 (全8条)
 第八条に第一, 第二, 第三追加条項の追加。
 第十一章 修道院長 (全4条)
 第一条に第二, 第三追加条項の追加。
 第二条に第二, 第三追加条項の追加。
 第三条に第二, 第三追加条項の追加。

第十二章 騎士の職務と訓練 (全5条)
 第四条に第三追加条項の追加。
 第五条に第三追加条項の追加。
 第十三章 騎士禄と管理 (全14条)
 第二条に第二, 第三追加条項の追加。
 第三条に第二追加条項の追加。
 第四条に第二, 第三追加条項の追加。
 第七条に第二追加条項の追加。
 第九条に第一, 第二, 第三追加条項の追加。
 第十条に第三追加条項の追加。
 第十二条に第三追加条項の追加。
 第十三条に第二, 第三追加条項の追加。
 第十四章 視察 (全1条)
 第一条に第三追加条項の追加。
 第十五章 契約と譲渡 (全2条)
 第二条に第三追加条項の追加。
 第十六章 所有権移転 (全3条)
 第十七章 禁止と処罰 (全34条)
 第一条に第二追加条項の追加。
 第三条に第一, 第二追加条項の追加。
 第十三条に第一, 第二追加条項の追加。
 第十四条に第三追加条項の追加。
 第二十五条に第三追加条項の追加。
 第三十三條に第三追加条項の追加⁴⁾。

以上, 1562年の初版と1746年の最終版を比較すると, とともに全体が17章構成をとり, 各章の内容もほぼ一致していることがわかる。ただし一部に異同があり, 初版にあった「第十二章 選出」が最終版では消え, 逆に初版にはなかった「第七章 支部会」が最終版では新たに加わっている。「選出」が消滅したのは, その内容自体が他の章に分散解消しうるため, 「支部会」が新たに加わったのは, 拡大した組織の整理が進んだためと想像される。いずれにせよ煩雑に重複していた会則 (およびその会則に則った騎士団組織) は, しだいに理路整然としたものに整理されていったといえる。なお追加条項がもっとも多いのは, 「第五章 共有財産」と「第十三章 騎士禄と管理」である。このことは騎士団の性格が, 16世紀の軍事集団から18世紀の

経済団体へと変質していったことを示唆しているのではなからうか。

Ⅲ サント・ステファノ騎士団の組織

ここでは会則とその他の史料に基づきながら騎士団の内部組織について、重要な輪郭のいくつかをさらに深く掘りさげていくことにする。

騎士団は一種の修道会であるから入団の際には「修道誓願」を口に出して誓わねばならなかった。サント・ステファノ騎士団の会則が「聖ベネディクトゥス会則」に準拠したのは特にこの点である。サント・ステファノ騎士団の三つの誓願について、会則第一章は次のように説明している。「われわれの騎士団のすべての騎士によって特に遵守されなければならない事柄は三つ。すなわち慈愛 (carità), 夫婦間の貞潔 (castità coniugale), 従順 (obbedienza) である。慈愛とは隣人を助けることである。貞潔もしくは真の羞恥 (pudicizia) とは、聖なるカトリック教会の掟にしたがって騎士が娶ることのできる自らの妻以外の女性、処女であれ寡婦であれ、と関係をもたないこと、および他の俗人には許されている再婚をしないことである。従順とは、この修道会の各人が会則と総会にしたがって団長、団長代理、他の上長者によって命じられた事柄のすべてを喜び勇んで自発的に実行することである。」¹⁵⁾。このようにサント・ステファノの騎士は、他の純粋な修道会やマルタ騎士団とは違って、妻帯が認められていたのである。その点では修道院的性格は希薄であり、むしろ海軍的性格のほうが強かったといえよう。

それでも、いざ戦争となると、会則第一章が述べるように、「騎士は・・・キリスト教信仰を守り、拡大するために、いかなる危険にも進んで飛び込まねばならない。そして衣服はもちろん自らの生命をも捧げねばならない」のであった。では誰と戦うのか。敵は会則に明記されている。「ステファノ海軍」は「異教徒のいかなる船」すなわち「半月旗を掲げるいかなる船」

とも休みなく戦い続けなければならない、と(第十二章第八条)。敵はイスラムの海軍と海賊に特定されているのである。そして逆に「わが騎士団はキリスト教徒同士の戦いには介入しないものと規定する」(第十二章第九条)ともある。この会則の作られる数年前までフィレンツェはシエナやフランスと戦っていたことを想起するならば、キリスト教徒とは戦わないということこの文言は、都市国家同士が戦い続けた中世的発想や新旧キリスト教徒が戦った同時代の宗教戦争の発想からは一歩踏み出した、はるかに近代的な発想であるといえることができる。

さて騎士団の組織はどのようになっていたのだろうか。会則によってヒエラルキーの最上位に位置する権威者と規定されているのは次のような役職である。

まず騎士団の頂点に立つのは「団長 (Gran Maestro)」である。団長の権威はほとんど無限大といってよく、すべての騎士は団長に絶対服従の義務があった。初代団長は、騎士団の創立者コジモー世で、その死後は歴代トスカーナ大公が代々団長を兼任した。サント・ステファノ騎士団は国家元首の発案により創設され、国家元首自身が団長を兼ねたため、たとえばヨハネ騎士団 (マルタ騎士団) などとは違い、団長に絶大な権限が付与されている点に特徴がある。会則を改訂する権限も団長だけが有する特権であった。

団長に次ぐのは「騎士団総長 (Commendatore Maggiore)」である。これは団長自身が直接任命する終身職で、騎士団内においては、団長代理として団長に匹敵する権限を代行する。

「総司令官 (Gran Contestabile)」は、陸上における軍隊の長官である。陸上戦では騎兵と歩兵の全軍を指揮し、必要とあれば、船上の砲兵隊の援助を要請することができた。

「提督 (Ammiraglio)」は、ガレー船の最高指揮官である。騎士団の主力がガレー艦隊である以上、提督は海戦の成功・不成功に最大の責任を負っていた。初代提督に初代フィレンツェ公アレッサンドロの子ジュリオ・デ・メディチ

が就任して以来、数々の名提督が輩出することになる¹⁶⁾。

以上の四人に続く地位にいるのが、「大修道院長 (Gran Priore del Convento)」, 「書記官長 (Gran Cancelliere)」, 「財務長官 (Gran Tesoriere)」, 「財産管理長官 (Gran Conservatore)」, 「病院長 (Gran Ospedaliere)」 (「院長 (Buono Uomo または Bonomo)」ともいう) であった。

このうち「団長」と「騎士団総長」が終身制で、他の七名は騎士団総会 (Capitolo Generale) によって選出される三年任期制であった。この三年任期の七名の役職者とその下に位置する三十三名のプリオリとバリは、他と区別するために赤色の繻子の大きな十字章をつけていることから「大十字の騎士」などと総称される。彼ら四十人ほどが約六百人ほどもいる一般の騎士たちの上に立つ幹部役員である。

彼ら幹部役員の収入はいったいどの程度のものであったのか。フィレンツェ国立文書館のメディチ・ファイル2131から、コジモー世が定めた彼らの報酬額がわかる。記録は「われわれは次のように望み、かつ命じる」という決まり文句で始まり、次のように続く。「国庫の資金から総司令官 (Gran Contestabile) には、遠征と戦争の度ごとに年間300スクーディの割合で、遠征のないときには年間100スクーディ、そして修道院にいるときには自身と三人の従士のために修道院内での出費を支払う。提督 (Ammiraglio) には、いかなるときにも [年間] 200スクーディ、三人の従士とともに修道院内もしくはガレー船内での出費 [を支払う]。修道院長 (Priore) には、いかなるときにも100スクーディ、三人の従士とともに修道院内での出費。書記官長 (Gran Cancelliere) には、いかなるときにも100スクーディ、二人の従士とともに修道院内での出費。財務長官 (Tesoriere), 財産管理長官 (Conservatore Generale), 病院長 (Buon'huomo dello Spedale) には、いかなるときにも各人一人一人に100スクーディと二人の従士のための修道院内での出

費 [を支払うものとするが], 修道院外では俸給以外のものは受け取らないものとする。騎士団総長 (Commendatore Maggiore) には、修道院にいるときには、俸給を別とすれば自身と四人の従士のための出費のみ。そして等級づけのない他の修道院の管理者 (Ministri) と役職者 (Uffiziali) に関しては、月額5スクーディを超えない範囲で、彼らの労働と職務にふさわしい額を会議が決定するものとし、修道院内での出費は自己負担とする。また会則には軍人、兵士、または水兵は含まれていないので、彼らの俸給については、陸海軍の慣習的な規定にまかせるものとする。」¹⁷⁾ おもしろいことに、報酬額と待遇はヒエラルキーの上下関係にほぼ対応していることが分かる。

さて騎士団がそもそも三つのカテゴリーを包含する集団であることは前述した。すなわち「戦士 (militi)」, 「聖職者 (Ecclesiastici もしくは sacerdoti)」, 「従士 (serventi)」である。「戦士」はさらに「コンメンダトリー・ディ・パドロナート (Commendatori di Padronato)」と「コンメンダトリー・ディ・アンツィアニタ (Commendatori di Anzianità)」に二区分され、「聖職者」は「上級聖職禄受領者 (Beneficiati nobili)」と「下級聖職禄受領者 (Beneficiati minori)」に二区分され、「従士」は「武器の従士 (Serventi d'arme)」と「聖務の従士 (Serventi d'uffizio)」に二区分される¹⁸⁾。

騎士団の高貴な部分を構成する第一カテゴリーが「戦士」である。「戦士」は「騎士禄」を受領することから「コンメンダトリー」もしくは「プレチェットトリー」と呼ばれることもあり、「騎士禄」の取得方法の違いによって「コンメンダトリー・ディ・パドロナート」と「コンメンダトリー・ディ・アンツィアニタ」に二区分されていた。

「戦士」の入団には厳密な手続きが必要で、次のことを証明する書類を提出しなければならなかった。(1) 嫡出子であること (ただし君主の子息の場合はその限りではない)。(2) 十七歳以上であること (ただし団長の小姓などはそ

の限りではない)。(3)品行方正であること。(4)都市(città)と公認された場所の出身であること、祖先が貴族出身であること(父方と母方の両方において四分の四の割合の貴族であること)、出生証明書には絹に描いた貴族の家紋を添付のこと。(5)卑しい職業すなわち機械的な(つまり手を使う)職業についたことがないこと。(6)志願者本人および祖先が歴任した要職と名誉職を報告すること。(7)理想とする生活を許すだけの十分な世襲財産を享受していること。(8)高額の債務者でないこと、もしくは大量に抵当に入った財産の所有者でないこと¹⁹⁾。

これらの証明書類のすべては、志願者本人の居住地に住む騎士が調査した後に監査役(Auditore)に送付されてさらなる検査と照合をへる。次に監査役が最高会議(Consiglio Supremo)に提出して、検討をへて、最後に団長の同意に委ねられる。権威ある上長者が一致して入団を認めた場合のみ、志願者はピサの修道院教会で厳粛におこなわれる着衣式つまり入団式に臨むことができる。

ところが彼ら貴族出身の若者は必ずしも優秀な戦士あるいは航海者とは限らない。むしろ軍事と海事についてはまったくの無知であるのが普通である。そこで一人前の騎士になるには当然それなりの訓練が必要である。実際、入団直後の三年間が研修期間と定められている。三年間のうち、二年間は航海と戦争の研修で、六ヶ月間は「修道院の仕事」のための研修、残りの六ヶ月間は航海と戦争の研修か修道院滞在か短期休暇の期間である。

コジモー世は騎士見習いの研修生(carovanistici)のための海軍学校をパラッツォ・デッラ・カロヴァーナに設けて、文字どおり理論と実践を学ばせた。講義科目には、歴史、地理、宇宙学、数学、幾何学、航海術、海上戦略と陸上戦略などがあり、実習科目には射撃術、剣術、弓術、水泳などがあつた。会則第十章第八条「第三追加条項」によれば、騎士見習いの研修生は、「軍事建築と航海術の講義、射撃と剣術の教練にまじめに」取り組んだことを証明す

る証明書を毎年提出しなければならなかった²⁰⁾。こうしてようやく一人前の騎士に成長するのである。

第二カテゴリーの「聖職者」(もしくは「司祭(sacerdoti)」とも呼ばれる)は、「上級聖職禄受領者」と「下級聖職禄受領者」に二区分されるが、前者は戦士と同様に貴族出身証明書の提出が義務づけられ、後者にはその必要がない。後者すなわち非貴族の「下級聖職禄受領者」は「従属司祭(sacerdoti d'ubbidienza)」とも呼ばれ、法衣を着る前に、ピサの修道院教会で一年間の修練期を過ごさなければならなかった。

1562年の会則では、「聖職者」の全員に「カッペラーニ(cappellani)」の肩書きが与えられているが、その明確な定義はなされていない。ところが1590年に改訂された会則では、「下級聖職禄受領者」すなわち「従属司祭」だけが「カッペラーニ(cappellani)」の肩書きを与えられて、その他の上級の聖職者と区別されている。ともあれ聖職者は貴族出身と非貴族出身で上下二つのランクに分かれていたことになる。

第三カテゴリーの「従士」は、「下級聖職禄受領者」と同様に、貴族の証明書を必要としない。ただ合法的な結婚から生まれた市民の嫡出子であればよかつた。「武器の従士」は、過去の戦争で騎士団のために貢献をした若者がなり、戦場で戦士を補助したが、しだいに人数が減少し、1622年に最後の「武器の従士」カルロ・ブルスキが死去して「武器の従士」は途絶えた。いっぽう「聖務の従士」別名「肘掛け椅子の従士」は、右腕につける十字がギリシア文字の「タウ(T, τ)」に似ていることから「タウ」とも呼ばれたが、本来は騎士ではなく、戦士に仕える助修士であつた²¹⁾。

さて騎士団を維持・発展させていくには財政を管理する専門の職員が必要不可欠である。そのために創出されたのが、財産管理長官(Conservatore Generale)一名、そして以下、監査官(sovrintendente)一名、修道院代表

(commissario del Convevto) 一名, 収納係 (ricevitori) 数名, 財務官 (tesoriere generale) 一名, 会計係 (cassiere) 一名, 財務監査 (revisori del tesoro) 五名, 騎士団顧問 (Consiglio dell'Ordine) 一名, 騎士団監査役 (Auditore dell'Ordine) 一名である。

宗教的な側面の管理と監視については, コジモ一世が「最高会議 (Tribunale Supremo)」別名「十二人会議 (Consiglio dei Dodici)」を創設した。この会議は文字どおり十二名で構成されたが, すなわち団長もしくは団長代理, 高位者 (dignita maggiori) 複数名, 修道会管区のプリオーリとバリ複数名, 修道院長一名, そして団長か総会が必要なときに選んだ騎士複数名である。団長自身が出席することが, この会議の最高度の重要性を物語っている。この会議の権限は, 志願者の証明書の調査から民事や刑事の訴訟まで広範囲に及んでいた。しかし会議開催の当初からあまりに議題が錯綜していたため, 新たに法律の専門家である法律顧問を選ぶことになった (1565年4月24日)。法律顧問は, 騎士ではないが, 団長の名において騎士団総会, 十二人会議, その他の騎士団に関係する公的な会合に出席し, 「傍聴し, 助言し, 決定し」, その内容を団長に伝える権限を有した²²⁾。

おわりに

いったい誰が騎士団に入団したのかという問題は, 貴族の問題ともからめて詳細に検討しなければならない重要課題であるが, それは稿を改めて論じることにする。ここでは出自を示す若干の概数を提示することで, サント・ステファノ騎士団のもつ社会的な機能について考察を加えておきたい。

まず最初の三人のトスカーナ大公によって千人以上の騎士が作り出されたが, その約半数はフィレンツェ人とトスカーナ人, 残りの約半数はトスカーナ以外のイタリア人かイタリア人以外の外国人 (とくにスペイン人) である。このような都市と国家の枠組を越えた騎士募集に

は, 将来のナショナリズムとインターナショナリズムを先取りする精神の萌芽さえ感じさせるものがある。

フィレンツェ人騎士とトスカーナ人騎士の割合もほぼ半々である。まずフィレンツェ人では, 15世紀に四回以上プリオーレに就任した名門家系で, 16世紀まで生き残った370家系のうち, サント・ステファノ騎士団への入団のために貴族証明を提出した家系は, 1600年までに90家系, 1650年までにさらに37家系, 1750年までにさらに29家系, つまり最終的には156家系にのぼっている。また1720年代に生き残っていた名門の159家系のうち, じつに76パーセントがサント・ステファノ騎士団に入団している²³⁾。そのなかにはメディチ家はもちろん, アッチャイウオーリ家, アルベルティ家, アルビッツィ家, カッポーニ家, コルシーニ家, フレスコバルディ家, ジノーリ家, ニッコリーニ家, ルドルフィ家, ルチェッライ家, サルヴィアーティ家, ストロツィ家など, 錚々たる名門家系の家名を見い出すことができる²⁴⁾。つまりフィレンツェ人貴族にとって, メディチ家が支配するトスカーナ大公国で地位を不動のものにするうえで, 騎士団は必要不可欠な機関と見なされていたということができようであろう。

しかしそればかりではない。われわれはフィレンツェ人とほぼ同数のトスカーナ出身者を騎士のなかに見い出す。とくにガレー船の指揮官名簿には, シエナのピッコローミニ家, ピサのランフランキ家, ピストイアのソツィファンティ家, ヴォルテッラのインコントリ家やインギラーミ家, アレッツォのアルベルゴッティ家, そしてコルトーナのパッセリーニ家など, 地方都市の有力貴族の名前が続々登場してくる。1562年から1600年に入団した騎士に限定しても, フィレンツェ以外のトスカーナ出身者の人数は, シエナ73人, ピサ36人, ピストイア36人, ヴォルテッラ31人, アレッツォ21人, コルトーナ9人である²⁵⁾。シエナ戦争に敗北したばかりで反フィレンツェ感情の強いシエナ人がトップを占めていることは, やはり騎士団がトスカ-

ナ全域の支配階級を統合し、反政府陰謀を未然に防ぐという社会的機能をもっていたことを十二分に想像させるものである。最初に述べた騎士団創立の二つの政治的動機は、こうした騎士団の人員構成の点から見ても裏付けることができるといえよう。

注

- 1) 橋口倫介『騎士団』近藤出版社, 1971年。阿部謹也『ドイツ中世後期の世界: ドイツ騎士修道会の研究』未来社, 1974年。篠田雄次郎『聖堂騎士団』中公新書, 中央公論社, 1976年。レジヌ・ベルヌー, 橋口倫介訳『テンプル騎士団』文庫クセジュ, 白水社, 1996年。
- 2) この時期の研究復興を刺激した記念碑的な大作, E. Cochrane, *Florence in the Forgotten Centuries, 1527-1800*, Chicago, 1973の題名。またこの時期のトスカナ史については以下も参照。R. Galluzzi, *Istoria del granducato di Toscana sotto il governo della casa Medici*, Livorno, 1781; F. Diaz, *Il Granducato di Toscana: I Medici*, Torino, 1976.
- 3) フェルナン・ブローデル, 浜名優美訳『地中海』全5巻, 藤原書店, 1991-1995年。
- 4) 16世紀のフィレンツェにおける君主国誕生の問題については, R. von Albertini, *Firenze dalla repubblica al principato*, Torino, 1970を参照。コジモー世のフィレンツェ公国の政治については, 以下を参照。G. Spini, *Cosimo I e l'indipendenza del principato mediceo*, Firenze, 1980; R. Cantagalli, *Cosimo I de' Medici*, Milano, 1985; 拙稿「16世紀におけるフィレンツェ公国の政治構造」『イタリア学会誌』第40号, 1990年10月。
- 5) A. Zampieri, "Gli Statuti dell'Ordine del Cavalieri di Santo Stefano", in AAVV, *Le Imprese e i Simboli, Contributi alla storia del Sacro Militare Ordine di S. Stefano P. M. (sec. XVI-XIX)*, Pisa, 1989, p. 23.
- 6) フランチェスコ・ヴィンタは1556年から1570年まで改革委員 (auditore delle riformazioni)。レリオ・トレッリは1546年から1567年まで第一書記 (primo segretario) および司法委員 (auditore della giurisdizione)。F. Diaz, *op. cit.*, p. 175. 文学者

ヴァルキとコジモー世の関係については, 北田葉子「ベネデット・ヴァルキのフィレンツェ帰還」『史学』第66巻, 1997年3月を参照。

- 7) モンテムルロの戦いについては, 拙稿「モンテムルロの戦いについて」『文化学年報』第36号, 1987年3月。
- 8) A. Zampieri, *op. cit.*, p. 24.
- 9) 着衣式後, コジモー世はその他の諸特権をあらためて教皇に求め, 教皇ピウス四世は大勅書「アルテイトウド・デイヴィナエ」によって同年7月7日にそれを承認した。これらすべての諸特権は, 次の教皇ピウス五世 (在位, 1566-72年) によって一部縮小されたが, その後教皇シクストゥス五世 (在位, 1585-90年) と教皇パウルス五世 (在位, 1605-21年) によってふたたび回復されたばかりか拡張された。トルコ軍との戦闘が評価された結果である。またコジモー世も1565年にいくつかの諸特権と諸特典を騎士たちに与えた。 *Ibid.*, p. 25.
- 10) 教会の着工は1563年。6年後に完成して荘厳な献堂式がおこなわれた。この教会の長は, 司教盛儀ミサの特権と司教冠と司教杖をもつ一人の修道院長であった。
- 11) *Ibid.*, p.34. 正確な書名は以下の通り。 *Statuti Capitoli et Constitutioni del Ordine de Cavalieri di santo Stephano fondato et dotato dal illust. et excell. signor Cosimo Medici duca di Fiorenza et di Siena*, Fiorenza., L. Torrentino impressore ducale, MDLXII.
- 12) A. Zampieri, *op. cit.*, pp. 26-28.
- 13) *Ibid.*, pp. 29-30.
- 14) *Ibid.*, pp. 31-33.
- 15) G. Guarnieri, *I Cavalieri di Santo Stefano nella storia della Marina Italiana (1562-1859)*, pp. 49-50.
- 16) *Ibid.*, pp.85-86.
- 17) *Ibid.*, p. 63.
- 18) *Ibid.*, p. 44.
- 19) *Ibid.*, pp. 44-45.
- 20) *Ibid.*, pp. 86-87.
- 21) *Ibid.*, p. 46.
- 22) *Ibid.*, p. 49.
- 23) R. B. Litchfield, *Emergence of a Bureaucracy, The*

Florentine Patricians: 1530-1790, Princeton, 1986, p. 37. またG. Guarnieri, *L'Ordine di Santo Stefano*, IV, Pisa, 1966. はその家名を明らかにしている。

- 24) R. B. Litchfield, *op. cit.*, Appendix B には、フィレンツェ人貴族のうちでサント・ステファノ騎士団に入団した者を含む304家系があがっており、なかにはブオナッローティ家、コンパーニ家、グイッチャルディーニ家、マキアヴェッリ家、ミケロッ

ツイ家、パルミエーリ家、ヴェットーリ家など、ルネサンス期に芸術家や文人を生んだ懐かしい家名も含まれている。

- 25) *Ibid.*, pp. 29-30. またGuarnieri, "Elenchi di Cavalieri appartenenti all'Ordine con riferimenti cronologici, di patria, di titoli, di vestizione d'abito, 1562-1859," in *L'Ordine di Santo Stefano*, IV, Pisa, 1966. も参照。

(1998年12月9日受理)